資料1

福島復興・再生に向けた取組状況

平成25年8月11日

復興庁

目次

復興庁
Reconstruction Agency

・福島の復興施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
・福島における地域ごとの施策展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
・地震・津波からの復興状況（復興整備事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・３
・避難指示区域の見直しの実施の経緯について・・・・・・・・・・・・・・・・・４
・住民の方々の早期帰還に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
・「地域の希望復活応援事業」で進めている主な事業・・・・・・・・・・・・・・６
・広域インフラの復旧状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
・原発事故による長期避難者生活拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・８
・原発避難者向け復興公営住宅の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
・長期避難者生活拠点の形成のためのコミュニティ研究会・・・・・・・・・１０
・復興公営住宅の復興状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
・住まいの復興工程表（平成２５年６月末時点）・・・・・・・・・・・・・・１２
・「子ども元気復活」のための取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
・福島復興再生のための体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

福島の復興施策体系

復興庁
Reconstruction Agency

福島県全体

福島復興再生特別措置法
［平成24年3月31日施行］

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進を目的

施策の展開を加速

福島復興再生基本方針
［平成24年7月13日閣議決定］

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画（県作成）
［平成25年4月26日認定］

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画（県作成）
［平成25年5月28日認定］

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

避難12市町村

グランドデザイン
［平成24年9月4日復興庁策定］

- 避難12市町村全体の概ね10年後の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢をまとめたもの

基本的な考え方を提示

避難解除等区域復興再生計画
［平成25年3月19日総理決定］

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還を目指す区域

早期帰還・定住プラン
［平成25年3月7日復興庁策定］

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ。

広域

被災者支援（被災者支援施策PKG）
［平成25年3月15日復興庁策定］

- 子ども被災者支援法の趣旨も踏まえ、原子力災害の被災者の安心した生活、子どもの元気を復活させる政府の取組をとりまとめ

全国

風評被害対策（風評被害PKG）
［平成25年4月2日復興庁策定］

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

福島における地域ごとの施策展開

復興庁
Reconstruction Agency

福島の復興については、地域の現場の状況に即し、地域毎の課題に応じた施策・対応を実施。

地震・津波地域

- がれき処理
- 復興整備計画（5市町、143地区）及び関連する交付金事業　等

早期帰還を目指す地域

- 早期帰還・定住プラン(3月7日策定)
- 地域の希望復活応援事業(256億円)　等

長期避難を余儀なくされる地域

- 長期避難に係る協議会(6月9日開催)、個別部会
- 復興公営住宅の建設
- コミュニティ復活交付金(503億円)　等

その他地域

- 風評被害対策パッケージ(4月2日策定)
- 被災者支援施策パッケージ(3月15日策定)
- 子ども元気復活交付金(100億円)　等

地震・津波からの復興状況（復興整備事業）

復興庁
Reconstruction Agency

復興整備計画を策定した自治体（事業を実施する地区数）
新地町　（１８地区） 相馬市　（１４地区） 南相馬市（５０地区） 広野町　（　４地区） いわき市（５７地区） 計１４３地区

○　復興整備計画に基づき、復興交付金による事業を実施
- 市街地開発事業（7地区）
- 防災集団移転促進事業（54地区）
- 都市施設の整備に関する事業（57地区）
- 土地改良事業（6地区）
- その他の施設（例：情報館）の整備に関する事業（29地区）　等

○　あわせて、許認可等の特例を適用
- 農地法の転用許可みなし（67地区）
- 都市計画法の開発許可みなし（14地区）

事業例

新地町	・防災集団移転促進事業により造成されている民間住宅の分譲区画（全154区画）のうち、95%（147区画）については、分譲予定者が決定済み。造成完了次第、速やかに住宅の建築が開始される見込み。
相馬市	・震災による被害面積10,000㎡に及んだいちごハウスの約7割を整備済み。残り部分についても、ほとんどが復興交付金の第6回配分で手当て済み。
南相馬市	・津波被災地を活用し、太陽光発電と植物工場による地域再生の先駆け・モデルとすべく、「南相馬ソーラー・アグリパーク」を平成25年5月にオープン。（施設の一部について復興交付金をモデル的に活用）
広野町	・広野駅東側に防潮堤、防災緑地について、平成27年度末の完成に向け、工事中。併せて、駅東側に住宅や生活関連施設等の復興拠点を整備（今年度事業着手）※防災緑地のみ交付金事業として実施
いわき市	・小名浜港の背後地を交通、産業・観光の拠点として整備するとともに、防災機能を付加した国・県庁舎の集約により、津波災害時にも都市機能を維持し、復興の拠点となりうる地域として整備（平成27年度末完成。まち開き）

【新地町】作田東地区
土地利用計画図

【相馬市】
イチゴハウス

【南相馬市】
南相馬ソーラー・
アグリパーク

広野町駅東地区　復旧・復興事業全体計画図

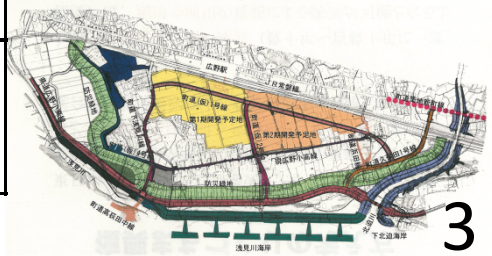

避難指示区域の見直しの実施の経緯について

復興庁
Reconstruction Agency

1. 平成23年3月　：事故

2. 平成23年4月　：避難指示
   - 警戒区域（4／21）（福島第一から半径20km圏内）【原則立入禁止、宿泊禁止】
   - 計画的避難区域（4／22）（放射線量が20mSv/yを超える区域）【立入可、宿泊原則禁止】
     ⇒　対象11市町村
   - 緊急時避難準備区域（4／22）（福島第一から半径30km圏内）【避難の準備、立入可、宿泊可】
     ⇒　対象5市町村（広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市）

3. 平成23年9月：緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月：冷温停止状態の確認　⇒　避難指示区域の見直しを開始

5. 避難指示区域の見直しの実施
   （1）　これまでに区域見直しを終えた10市町村
   ：川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楢葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町、双葉町

   （2）　今回の原災本部で川俣町の区域見直しを終えると、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了

平成23年4月29日時点の線量分布

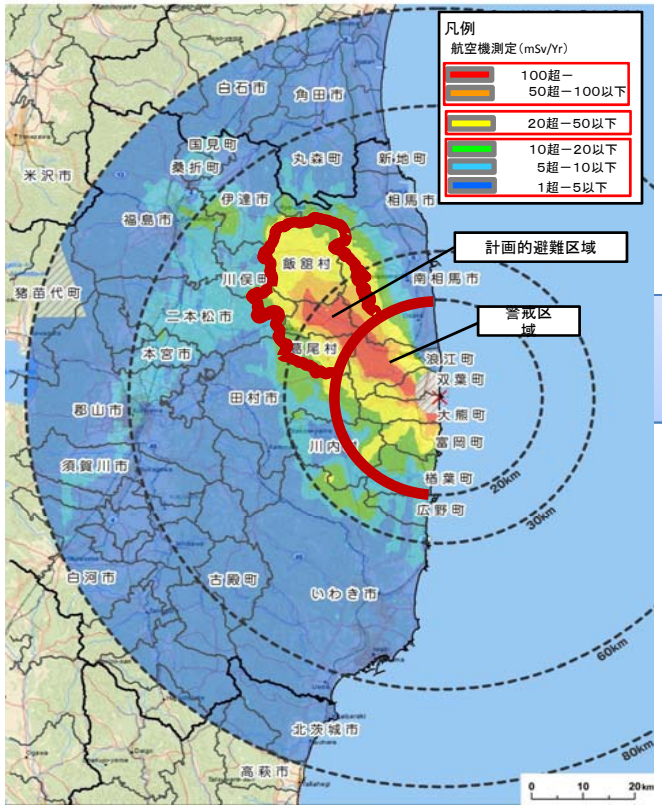

平成23年4月22日時点の避難指示

平成25年8月8日以降
（今回の区域見直し後）

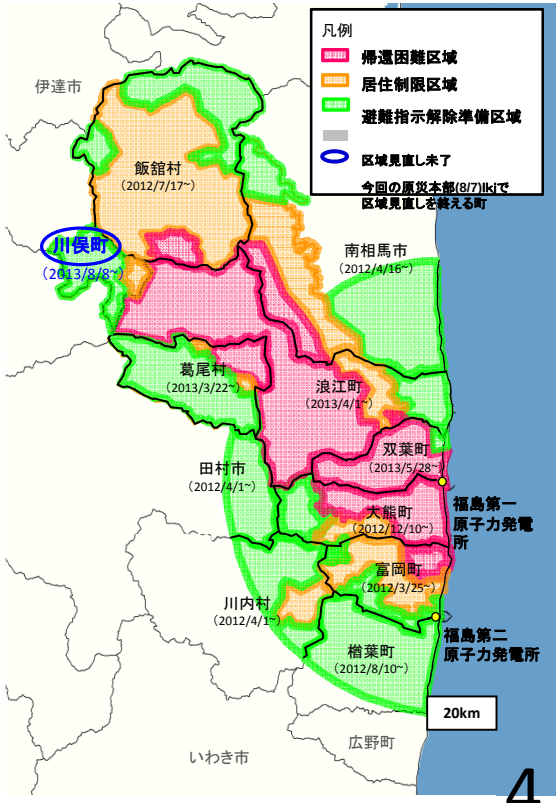

住民の方々の早期帰還に向けた取組

復興庁
Reconstruction Agency

○本年3月、福島復興再生総括本部において「早期帰還・定住プラン」を策定。
○国は避難指示解除を待つことなく、前面に立って以下の施策を速やかに実行に移す。
○これにより、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現する。

区域見直しの完了 → 避難指示の解除 → 早期帰還の実現

第１フェーズ：環境整備・帰還準備の本格化 → 第２フェーズ：早期帰還の実現

＜プランの内容＞

①生活環境の整備

住民の生活再開にあたって取り組むべき3つの重点分野

②産業振興・雇用の確保

③農林水産業の再開

帰還・定住加速の基礎となる6つの取組

①インフラの早期復旧

②災害廃棄物等の処理の着実な実施

③除染・中間貯蔵施設の着実な進展

④安全・安心に向けた取組

⑤十分な予算の確保と柔軟な執行

⑥賠償の丁寧かつ迅速な対応

今後の展開

○今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域を擁する自治体については、早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表を策定すべく、現在国と自治体とで議論を進めているところ。工程表では、時間軸を示しながら、今後進めるべき取組を住民目線で提示していく。

「地域の希望復活応援事業」で進めている主な事業

復興庁
Reconstruction Agency

①避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充【川内村】

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。

★ 住民の安心・安全の確保

・ホールボディーカウンターを用いた内部被ばく検査の実施【南相馬市、浪江町、広野町】

希望者について内部被ばく検査を実施。

★ 地域のコミュニティの維持

・タブレット端末を利用した情報提供【楢葉町、富岡町】

市町村が配布したタブレット端末を活用し、各地に避難している住民に対して避難生活等に必要な情報をリアルタイムで配信。

・市外避難者への情報提供【南相馬市】

市外避難者と南相馬市とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を「南相馬チャンネル」として放送・配信。

など

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・旧警戒区域内の農地保全管理【南相馬市】

既存補助事業の対象とならない農地における除草やがれきの除去等の実施。

・町道等の維持管理【大熊町】

住民が安全に一時帰宅できるよう、町道等の路肩除草、側溝のごみ処理等を実施。

・ネズミ駆除【南相馬市】

公衆衛生向上のためのネズミ駆除（ネズミ捕りシートの配布）。

・防犯パトロール【浪江町、富岡町】

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。

★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行【南相馬市、楢葉町】

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。

など

広域インフラの復旧状況

復興庁
Reconstruction Agency

○ 常磐自動車道は、「広野ＩＣ～常磐富岡ＩＣ間」で平成２５年度内、「浪江ＩＣ～南相馬ＩＣ間」で平成２６年度内、「常磐富岡ＩＣ～浪江ＩＣ間」で２６年度内から大きく遅れることのない時期の供用を目指している。
○ ＪＲ常磐線は、<u>広野駅～竜田駅間で平成２６年春に運行再開</u>の方針

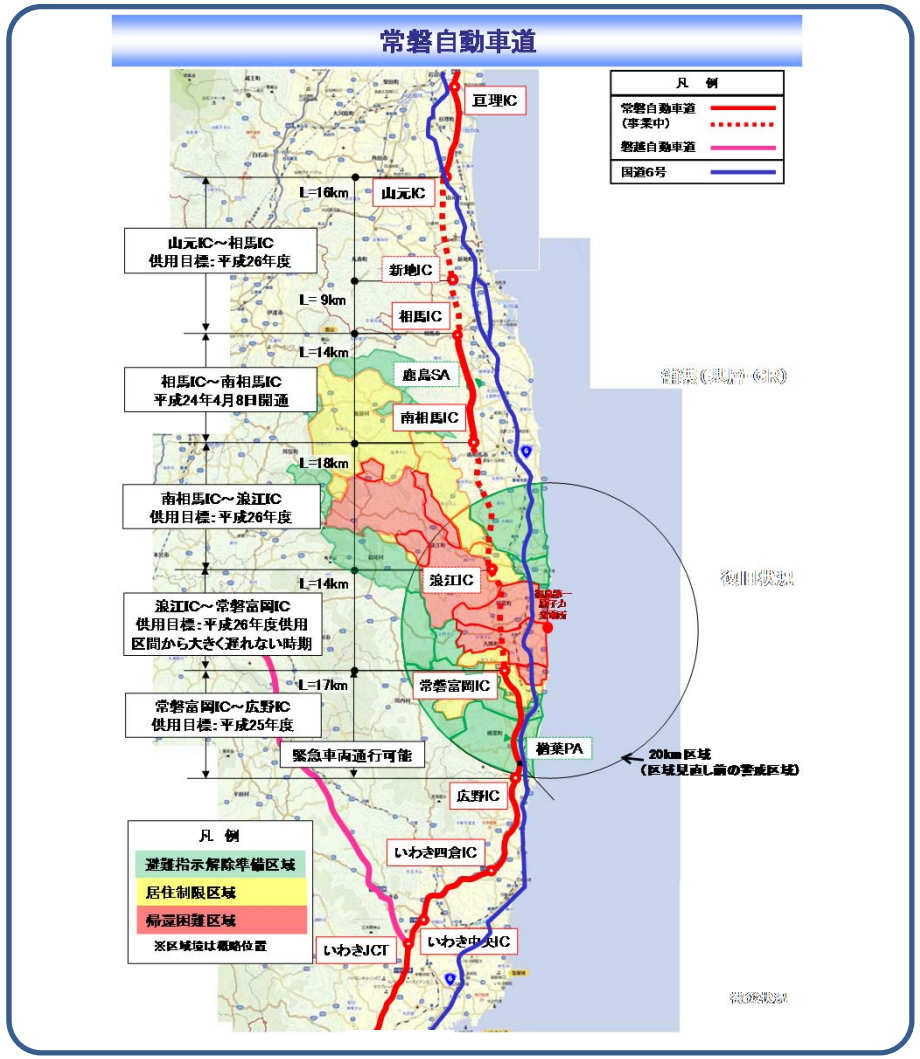

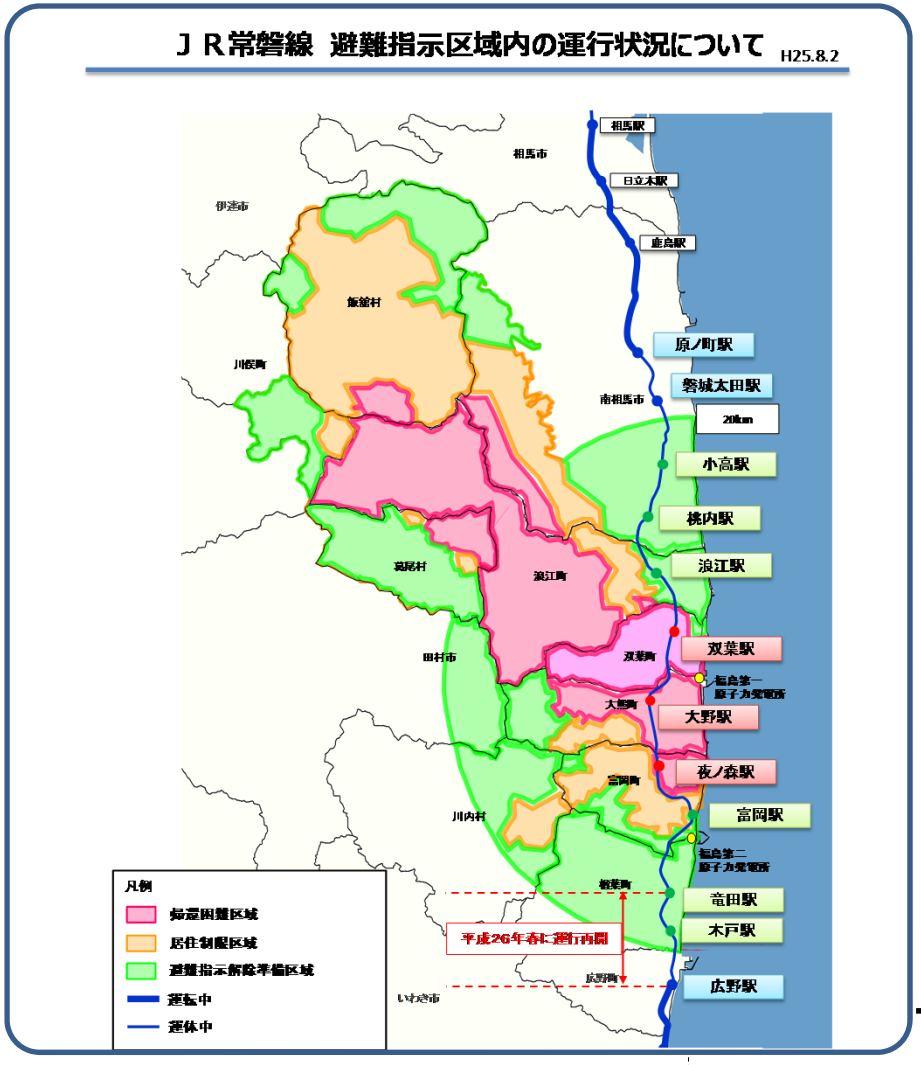

原発事故による長期避難者生活拠点の整備

復興庁
Reconstruction Agency

長期避難者の生活拠点の検討のための協議会

◆ 設置趣旨　避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元自治体）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（受入自治体）からなる協議会を設置する。

◆ 協議事項
- 長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
- 避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、復興公営住宅のモデル的整備について検討・調整　他

◆ 構成

協議会
- 復興大臣
- 福島県知事
- 避難元自治体の首長
- 受入自治体の首長（代表）等

事務担当者会議（全体会）
- 国
- 福島県
- 避難元自治体
- 受入自治体

事務担当者会議（個別部会）

・福島市 ・国 ・福島県 ・飯舘村	・会津若松市 ・国 ・福島県 ・大熊町	・郡山市 ・国 ・福島県 ・富岡町 ・大熊町 ・双葉町	・いわき市 ・国 ・福島県 ・富岡町 ・大熊町 ・双葉町 ・浪江町	・二本松市 ・国 ・福島県 ・浪江町	・南相馬市 ・国 ・福島県 ・双葉町 ・浪江町 ・飯舘村	・桑折町 ・国 ・福島県 ・浪江町	・川俣町 ・国 ・福島県 ・飯舘村	・大玉村 ・国 ・福島県 ・富岡町	・三春町 ・国 ・福島県 ・富岡町 ・葛尾村

…

原発避難者向け復興公営住宅の整備

復興庁
Reconstruction Agency

復興公営住宅の整備計画

平成24年度に実施した住民意向調査の結果を基に、復興公営住宅の概ねの整備戸数を算出。
今後の住民意向調査の結果等により、適宜見直しを実施。

整備戸数：全体で概ね**3,700戸**（既に着手している約550戸を含む）

いわき市	南相馬市	郡山市	福島市	会津若松市	三春町・川俣町ほか
1800戸	410戸	390戸	170戸	100戸	830戸

スケジュール

平成27年度までの入居を目標とする。

コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）を活用して、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成

進捗状況

既に約550戸の整備に着手。現在、用地取得済、設計中。
平成26年度に順次入居予定。

市町村	予定戸数	事業主体
いわき市	250戸	福島県営
郡山市	160戸	福島県営
会津若松市	90戸	福島県営
福島市（飯野地区）	23戸	飯舘村営
桑折町	25戸	桑折町営※

※浪江町との協定に基づくもの。

復興公営住宅イメージ（県営桜ヶ丘団地（喜多方市））

長期避難者生活拠点の形成のためのコミュニティ研究会

復興庁 Reconstruction Agency

コミュニティ研究会の概要

・長期避難者の生活拠点の形成にあたって、良好なコミュニティを確保する方策をハード・ソフト両面にわたって検討。
・国（復興庁、関係各省）、福島県、避難元自治体、受入自治体に加え、テーマに応じた有識者を招聘し実施。

第1回コミュニティ研究会

- 7月24日にコラッセふくしまで開催。
- 有識者として、田村太郎氏（ダイバーシティ研究所代表理事）、藤沢烈氏（一般社団法人RCF復興支援チーム代表）を招聘し、話題提供。
- 避難元自治体から、仮設住宅におけるコミュニティ維持の取組や課題を発表・共有。

田村氏資料抜粋

1）過去の復興プロセスから

復興は「階段」と「踊り場」の連続
→ 目に見える進捗が感じられない「踊り場」期のケアが重要

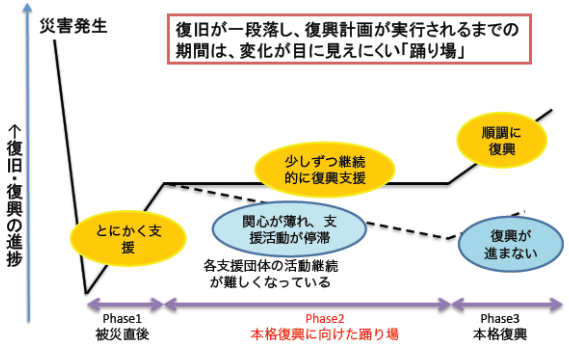

藤沢氏資料抜粋

岩手県における仮設支援の取組み

支援員の取組みの仕組み化

集会所に常駐することで、平日は常に集会所が開放され、またさまざまな掲出の工夫を行うことであたたかい空間づくりを行っています。イベントがなくても多くの方が来訪しやすい状況をつくります。

今後の予定

・第2回（8月下旬実施予定）：生活拠点におけるコミュニティスペースの在り方・確保策について
・第3回（9月実施予定）：健康的な生活を確保するための施策について
・第4回以降、生活拠点周辺や広域的なコミュニティ形成・維持の施策について研究し、12月に方針・施策とりまとめ

復興公営住宅の整備状況

復興庁
Reconstruction Agency

○地震・津波被災者向け、原発避難者向け復興公営住宅を順次整備。
○原発避難者向けについては、長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会（6月9日第2回開催）、個別部会を順次実施して検討。

復興公営住宅の計画戸数

桑折町

地震・津波被災者向け	原発避難者向け
22	25

福島市

原発避難者向け
170

郡山市

原発避難者向け
390

会津若松市

原発避難者向け
100

須賀川市

地震・津波被災者向け
40

鏡石町

地震・津波被災者向け
24

白河市

地震・津波被災者向け
16

新地町

地震・津波被災者向け
133

相馬市

地震・津波被災者向け
405

南相馬市

地震・津波被災者向け	原発避難者向け
350	410

三春町、川俣町ほか

原発避難者向け
805

広野町

地震・津波被災者向け
48

いわき市

地震・津波被災者向け	原発避難者向け
1,515	1,800

住まいの復興工程表（平成25年6月末時点）※H25.7.30更新

復興庁
Reconstruction Agency

○住宅再建の見通しを明らかにするため、地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数ベースでの供給目標を示した「住まいの復興工程表」を平成25年３月７日に公表（直近で７月30日更新）。
○工程表は、各市町村の地区毎・年度毎に作成し供給戸数を明示。
○四半期毎に更新し、公表。
○福島県では、13市町において作成（福島市、新地町、桑折町、相馬市、南相馬市、郡山市、会津若松市、須賀川市、楢葉町、いわき市、鏡石町、広野町、白河市）。

①福島県の復興公営住宅（災害公営住宅）の整備に係る進捗見込み（戸数）

26年度まで累計	27年度まで累計
概ね2,600戸	概ね3,000戸

※福島県における原発避難者向け復興公営住宅の整備戸数は、全体で概ね3,700戸を予定しており、平成27年度までの入居を目指している。このうち整備中の548戸は上記戸数に含まれている。（平成25年6月時点）

②民間住宅等用宅地の整備に係る進捗見込み（宅地数）

27年度まで累計	28年度以降全体の累計
概ね800戸	概ね2,500戸

【住まいの復興工程表（例）】

住宅再建・まちづくりの復興事業推進に係る目標（工程表）

都道府県	福島県	市町村	新地町

○住宅再建に係る工程表

	合計	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度以降	調整中
民間住宅等用宅地	264戸		154戸			110戸	
災害公営住宅	133戸		36戸	67戸			30戸
合計	397戸		190戸	67戸		110戸	30戸

≪目標（工程表）の策定に係る前提条件・留意事項≫

・「民間住宅等用宅地」については、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により造成／供給される宅地数（災害公営住宅分を除く。）を計上しています。
・「調整中」とは、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期が確定していないものを計上しています。
・本工程表は、平成２５年６月末現在で市町村から提出を受けたデータをもとに集計整理しています。
・供給戸数としては、災害公営住宅については、建築工事終了時期で戸数を、民間住宅等用宅地については、宅地造成工事の完了時期で宅地数を計上しています。

面整備事業を行う場合

作田東	防災集団移転促進事業				用地買収・造成	22戸								
	災害公営住宅整備事業	作田東地区			用地									
		事業主体	新地町		建築設計									
		計画戸数	6戸		造成									
		建て方	戸建・長屋建		建築工事									
		構造	木造		入居									
	供給戸数	民間住宅等用宅地			合計	16戸		16戸						
		災害公営住宅			合計	6戸			6戸					
		合計				22戸		16戸	6戸					

⋮

「子ども元気復活」のための取組事例

復興庁
Reconstruction Agency

子ども元気復活交付金

制度の概要	• 原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するため、遊具の更新や運動施設等の整備を実施 ー平成25年度予算額：100億円 • ハードだけでなく、ソフト事業（プレイリーダーの養成等）も実施可能
第1回配分状況	• 緊急に整備が可能な「屋外遊具の更新」を中心に、福島市、郡山市、いわき市など14市町に、約28億円を配分。 （遊具の更新：計218ヶ所、運動施設等の整備：計21ヶ所）

～特色ある事例1～
【南相馬市・屋内子どもの遊び場の整備】

人工芝の全天候型運動場（1200㎡）を整備し、子どもたちがいつでも運動できる場を確保

～特色ある事例2～
【郡山市・開成山公園の遊具更新】

子どもたちが楽しみつつ体力向上も期待できるクライミング遊具に更新

～特色ある事例3～
【本宮市・スマイルキッズパークの増築】

屋内遊び場に体力向上のためのアスリートエリアを増築。併せて、ソフト事業としてプレイリーダー養成事業を実施

福島復興再生のための体制強化

復興庁
Reconstruction Agency

- 復興を加速化させるためには、それぞれの機関が迅速に相互連携し、取り組むことが必要。
- このため、3つの現地機関の機能の統合を進め、更に総合調整機能を担う福島復興局の体制を強化。

福島復興再生総局設置後の体制

総勢73名の総局事務局体制を整備（2/1～）

- 復興局本庁　13名
- 福島復興局　32名
- 原子力災害現地対策本部　9名
- 福島環境再生事務所　19名

4月以降の更なる体制強化

- 復興局職員の増員（27名）
- 原子力災害現地対策本部の事務方トップ及び住民支援班（9名）、福島環境再生事務所の事務方トップ等（6名）の席を総局内に配置。
- 復興局と同一建物に、福島環境再生事務所の一部機能を移転。